

指定の一部の効力の停止の理由

(1) GHソシオKUKUNA伊勢原

ア 事業所の運営に関すること

法人の代表と本部職員は、指定申請時、指定権者である県に対し、実態と大きく異なる勤務形態一覧表を提出し、県の指定を受けた。

また、大幅な人員不足があることを認識しながら、事業を開始した。

さらに、上記にも関わらず、報酬を不正に請求していた。

これらのことは、法第 50 条第1項第9号の虚偽申請、同法第 50 条第1項第4号の人員基準違反及び同法第 50 条第1項第6号の不正請求に該当すると判断した。

不正請求額 6,610,859 円

イ 利用者支援に関すること

事業者は、利用者と家族との話し合いの機会などを設けないまま、一方的に利用者への支援を停止し、時間的な猶予を与えず、何ら支援をしないまま利用者を退去させた。

その他にも、利用者の支援を怠り、利用者を不穏な状態に至らせ、他の利用者への被害を防止しなかった。

このことは、利用者支援の放棄・放任に当たる行為であり、法第 50 条第1項第3号の人格尊重義務違反に該当すると判断した。

ウ 個人情報の漏えいに関すること

サービス管理責任者が利用者 12 人分の個人情報を漏えいした。

このことは、利用者への心理的虐待にあたる。さらに、個人情報の漏えいは、個人情報の保護に関する法律に違反する行為である。

これらのことは、法第 50 条第1項第3号の人格尊重義務違反及び法第 50 条第1項第 11 号の不当不正行為に該当すると判断した。

(2) GHソシオKUKUNA藤沢

ア 事業所の運営に関すること

法人の代表と本部職員は、指定申請時、指定権者である県に対し、実態と大きく異なる勤務形態一覧表を提出し、県の指定を受けた。

また、大幅な人員不足があることを認識しながら、事業を開始した。

さらに、上記にも関わらず、報酬を不正に請求していた。

これらのことは、法第 50 条第1項第9号の虚偽申請、同法第 50 条第1項第4号の人員基準違反及び同法第 50 条第1項第6号の不正請求に該当すると判断した。

不正請求額 5,108,343 円

イ 利用者支援に関すること

事業者は、利用者と家族との話し合いの機会などを設けないまま、一方的に利用者への支援を停止し、時間的な猶予を与えず、何ら支援をしないまま利用者を退去させた。

このことは、利用者支援の放棄・放任に当たる行為であり、法第 50 条第1項第3号の人格尊重義務違反に該当すると判断した。